

大阪市水道局被服貸与要綱実施要領

制 定 平成 14 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 6 月 25 日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市水道局被服貸与要綱（平成 14 年 4 月 1 日局長決。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被服の貸与を受けない職員)

第2条 要綱第2条第1項ただし書に規定する職員は、次のいずれかに該当する者とする。
ただし、特別の事情があると職員課長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 貸与対象者の調査日（以下「調査日」という。）から貸与期限後 4 月を経過する日までに退職、休職、勤務停止及び他の機関への派遣等の発令を受け、又は受けることが予定されている者
- (2) 調査日において疾病その他の理由により欠勤中であり、かつ、貸与期限においてもそれが継続すると予見される者

(定期貸与の方法)

第3条 定期貸与の調査日及び貸与期限は、別表第1のとおりとする。

2 定期貸与の対象者は、原則として、貸与期限までに貸与周期の満了に伴う貸与が予定される者のうち、調査日及び貸与期限の両日において在籍することが見込まれる職員とする。

3 定期貸与の対象となる貸与被服は、原則として、未使用のものをもって充てる。
4 定期貸与の貸与期限は、調達手続の都合上やむを得ないと認められるときは、変更することができる。

(係員に対する貸与基準)

第4条 係員（係長級以上の職員を除く職員をいう。）に対する貸与被服の貸与基準は、別表第2のとおりとする。

(新規採用者等に対する臨時貸与)

第5条 採用、異動その他の理由により新たに貸与被服を貸与する必要がある職員（以下「新規採用者等」という。）に対する初回貸与時期及び数量並びに次期貸与時期は、前条の規定にかかわらず、別表第3のとおりとする。

2 新規採用者等に初回貸与する貸与被服は、原則として、未使用のものをもって充てる。
3 新規採用者等に対する初回貸与時に在庫不足その他やむを得ない理由により貸与被服が貸与できない場合は、別表第3にかかわらず、定期貸与時に貸与するものとする。
4 職員課長が特に認める品目の貸与被服については、別表第3にかかわらず、その職務上の使用頻度を勘案して初回貸与数量を増やし、又は次期貸与時期を早めることができるものとする。

(係長級以上の職員に対する貸与の特例)

第6条 係長級以上の職員には、災害時等緊急事態における活動若しくはその訓練又は特

命の現場業務等に使用するために、緊急作業用被服を貸与する。

- 2 緊急作業用被服の貸与基準は、別表第4のとおりとし、その初回の臨時貸与については、当該職員が昇任、異動又は派遣から復帰したときその他職員課長が職務上必要と認めるときとする。ただし、昇任、異動により緊急作業用被服の貸与を受ける職員が既に同一品の貸与を受けている場合は、当該被服を貸与したものとみなす。

(課長等に対する被服の貸与)

第7条 課長等に対する被服の貸与は、職員課長が特に認める業務又は活動について、被服を貸与する必要があり、かつ、職員個人への貸与では適切に対処できない又は職員個人への貸与よりも合理的経済的であると課長等が判断する場合に限り、実施するものとする。

- 2 課長等に貸与する貸与被服の品目、貸与期間、数量及び貸与における条件その他必要な事項は、当該課長等と協議のうえ職員課長が定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、略帽（キャップ型）については、災害応援派遣等の実施時に必要に応じて課長等に対し貸与する。

(返納の免除)

第8条 要綱第7条ただし書の規定により貸与被服の返納を免除する場合及び免除する貸与被服は、別表第5のとおりとする。ただし、特段の事情がない限り、ファン付き作業服のファン部分及びバッテリーパートは必ず返納しなければならない。

- 2 貸与期間が経過した貸与被服は、返納を要しない。ただし、職員課長が別に定めるものは、必ず返納しなければならない。
- 3 貸与期間の満了後においても着用可能な状態にあると課長等が認めた場合には、当該期間の貸与期間を延長するものとする。

(賠償額)

第9条 要綱第8条に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める計算式により算出する。ただし、貸与周期を永年とする被服については、その貸与期間を4年とみなす。

- (1) 貸与期間の2分の1を経過していない場合

$$\text{賠償額} = \text{調製原価} - (\text{調製原価} \times \frac{90}{100} \times \frac{\text{貸与開始から賠償理由発生までの経過月数}}{\text{貸与期間の2分の1の月数}})$$

- (2) 貸与期間の2分の1を経過している場合

$$\text{賠償額} = \text{調製原価} \times \frac{10}{100}$$

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行について、必要な事項は職員課長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

(大阪市水道局被服貸与要綱実施基準の廃止)

- 2 大阪市水道局被服貸与要綱実施基準（昭和 36 年 10 月 3 日業務部長決。以下「旧基準」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の日の前日までに旧基準の規定に基づいてなされた局被服の貸与又はそれに関する取扱い若しくは手続は、この基準の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日の前日までに改正前の規定に基づいてなされた局被服の貸与又はそれに関する取扱い若しくは手続は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日の前日までに改正前の規定に基づいてなされた局被服の貸与又はそれに関する取扱い若しくは手続は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日の前日までに改正前の規定に基づいてなされた局被服の貸与又はそれに関する取扱い若しくは手続は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規定の施行の日の前日までに改正前の規定に基づいてなされた局被服の貸与又はそれに関する取扱い若しくは手続は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職員をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規定による改正後の大阪市水道局被服貸与要綱実施要領（以下「改正後の規定」という。）の第4条の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規定の第4条の規定を適用する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1

品 目	調 査 日	貸 与 期 限
冬作業服 冬作業服VC製	5月1日	調査日の属する年の11月1日
夏作業服	8月1日	調査日の属する年の翌年4月1日
ファン付き作業服	8月1日	調査日の属する年の翌年4月1日
防寒作業服	5月1日	調査日の属する年の11月1日
略帽(キャップ型)	5月1日	調査日の属する年の12月1日
スニーカー型安全靴	7月1日	調査日の属する年の12月1日
半長安全靴		

別表第2

品目	貸与対象者		貸与周期	貸与数量
	職種	対象となる所属及び職務内容等		
冬作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 設備保全センター	永年	1組 上衣1着 下衣2着
		庁内所属	3年	
	技術職員	庁外所属	1年	
冬作業服 VC製	技能職員	全所属（VC製の被貸与者を除く）	1年	上衣1着 下衣2着
	技能職員	設備保全センター（金属技工員の鍛工及び溶接工のみ）	1年	
夏作業服	事務職員	管財課（立会検査・測量業務従事者のみ） 水道センター（庶務・料金・未納整理業務従事者を除く） 浄水場 設備保全センター	永年	1組
		庁内所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	2年	
	技術職員	庁内所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）	4年	上衣1着
		2年	下衣1着	
		庁外所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	1年	1組 冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1組貸与可能
	技能職員	庁外所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）	2年	上衣1着 冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
		1年	下衣1着	冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
		全所属（ファン付き作業服の被貸与者を除く）	1年	1組 冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1組貸与可能
	技能職員	全所属（ファン付き作業服の被貸与者のみ）	2年	上衣1着 冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
		1年	下衣1着	冬作業服の貸与を辞退した場合は追加で1着貸与可能
ファン付き 作業服	事務職員	総務課（危機管理） 管財課（現場調査・現場作業従事者のみ） 水道センター（産業廃棄物関連業務従事者のみ）	永年	1着
	技術職員	総務課（危機管理）	永年	
		土木施設課（請負工事監督業務従事者のみ） 設備課（請負工事監督業務従事者のみ）	4年	
		浄水場（現場調査・業務委託及び請負工事監督業務従事者のみ） 水道センター（配水管工事・給水装置工事現場調査従事者のみ）	3年	
	技能職員	設備保全センター 水質管理研究センター 水道センター（維持業務従事者のみ）	2年	
		職員課（研修厚生）	4年	
		浄水場 設備保全センター 水道センター	2年	
	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）			必要に応じて
防寒作業服	技術職員	土木施設課（請負工事監督業務従事者のみ） 設備課 庁外所属	永年	1着
		全所属（検査工・機械工作工を除く）		

略帽 (キャップ型)	事務職員	総務課（危機管理） 管財課（用地管理・測量業務従事者のみ） 浄水場（庶務業務従事者のみ）	永年	1個
	技術職員	総務課（危機管理） 連携推進課広域連携担当（現場作業従事者のみ） 土木施設課（現場事務所勤務者のみ） 給水課（現場業務従事者のみ） 浄水場（維持業務従事者のみ） 設備保全センター 水質管理研究センター 水道センター		
	技能職員	給水課（現場作業従事者のみ） 浄水場 設備保全センター 水道センター		
	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）		必要に応じて	
スニーカー型 安全靴	事務職員	管財課 占用関係業務・測量業務・現場作業・立会検査従事者	永年	1足
		浄水場 材料受払・安全衛生管理・施設見学案内業務従事者		
		設備保全センター 材料受払・安全衛生管理・現場保全業務従事者		
	技術職員	浄水場、設備保全センター、水質管理研究センター	2年	1足
		連携推進課（広域連携・海外支援） 土木施設課（受託設計）（施設設計）（技術監理）	永年	1足
		土木施設課（工事検査） 設備課（營繕）	3年	1足
		土木施設課（現場事務所）	2年	1足
	技能職員	東部水道センター（給水装置工事・竣工） 東部水道センター（給水装置工事・竣工）（給水装置工事・設計）以外の所属	永年	1足
		3年	1足	
		水道センター	3年	1足
	全所属	職員課（体験型研修センター） 水道センター	2年	1足
		浄水場、設備保全センター	一般作業員	従事する職務内容により必要となる場合貸与
		災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）	必要に応じて	1足
半長安全靴	技術職員	府内所属 連携推進課（広域連携・海外支援）、土木施設課（現場事務所）、設備課（營繕）	必要に応じて	1足
		水道センター	2年	1足
	技能職員	浄水場 營繕作業員・土木作業員	3年	1足
		設備保全センター 金属技工員（鍛工・溶接工）・營繕作業員・機械作業員・電気作業員	3年	1足
		水道センター	2年	1足
		全所属 一般作業員	従事する職務内容により必要となる場合貸与	
	災害応援派遣及び応急給水作業（訓練含む）に従事する職員（上記貸与対象者を除く）		必要に応じて	1足

注1 定年前再任用短時間勤務職員に対する貸与被服の貸与についても、この基準表を適用する。

2 一般作業員である技能職員には、従事する職務内容により必要な貸与被服を貸与する。

3 「府外所属」とは、各浄水場、各水道センター、設備保全センター及び水質管理研究センターを、「府内所属」とは、「府外所属」以外の各所属をいう。

4 「組」は、貸与品が上衣、下衣の1組のものであることを示す。

5 貸与周期が永年の場合は、初回に数量1を貸与し、その後、原則として再貸与しない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。

6 貸与期間は、貸与周期が年数で表示されるものにあっては、その2倍の期間とし、永年のものにあっては、返却しない限りその職務にある期間中とする。

7 ファン付き作業服のファン部分及びバッテリー部分は、貸与周期を永年、貸与数量をそれぞれ1個とする。

8 災害応援派遣等で必要に応じて貸与する場合、半長安全靴を原則とするが、職務上の必要等の理由によりスニーカー型安全靴に代えることができる。

別表第3

品目	初回貸与		次期貸与時期
	時期	数量	
冬作業服 冬作業服VC製	職務開始までに臨時貸与	2組 (在庫不足の場合は、1組)	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時
夏作業服	職務開始までに臨時貸与	2組 (在庫不足の場合は、1組)	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時
ファン付き作業服	職務開始までに臨時貸与	服部分1着 ファン部分1個 バッテリー部分1個	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時 ファン部分及びバッテリー部分は除く。
防寒作業服	事由発生日が11月～3月の間にある場合、職務開始までに臨時貸与	1着	貸与周期月数経過後、最初の定期貸与時
	事由発生日が11月～3月の間がない場合、事由発生日後、最初の定期貸与	1着	次回の定期貸与時
略帽(キャップ型)	職務開始までに臨時貸与	1個	貸与周期月数を経過した直後の定期貸与時
運動靴	職務開始までに臨時貸与	1足	貸与周期月数を経過した直後の定期貸与時
スニーカー型安全靴			
半長安全靴			

注1 「事由発生日」とは、採用、異動その他の事由により新たに貸与被服を貸与すべき事由が生じた日をいう。

2 「貸与周期月数」とは、当該貸与被服の貸与周期に応じて次の月数とする。

貸与周期1年 10月

貸与周期2年 22月

貸与周期3年 34月

3 冬作業服及び夏作業服を初回に1組貸与した場合は、その直後の定期貸与時に1組貸与する。

別表第4

緊急作業用被服	品目	貸与対象者・貸与方法・数量			
		局部長級	課長級	課長代理級	係長級
	冬作業服	1組	1組	1組	1組
	夏作業服	1組	1組	1組	1組
	ファン付き作業服	1着	1着	1着	1着
	防寒作業服	1着	1着	1着	1着
	略帽 (キャップ型)	1個	1個	1個	1個
	半長安全靴 若しくは運動靴 又はスニーカー型安全靴	1足	1足	1足	1足

注1 「 」は、例外なく貸与することを、「 」は原則として府外所属に勤務する技術職員で、かつ、必要と認める職にある者又は災害派遣若しくは訓練等に参加する者に対して個別判断により貸与することを示す。ただし、係長級以上の職員に昇任した職員で既に対象被服の貸与を受けている場合を除く。

2 貸与品は、原則未使用品をもって貸与する。

3 貸与後(昇格前の定期又は臨時貸与を含む。)は、原則として再貸与は行わない。ただし、破損等のため使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与する。

4 貸与期間は、返却しない限り永年とする。

5 「1組」は、貸与数量が上衣1着・下衣1着であることを示す。

6 靴類は、半長安全靴を原則とするが、職務上の必要等の理由により特に要望がある場合は、運動靴又はスニーカー型安全靴に代えることができる。ただし、両方を貸与することはできない。

別表第5

返納を免除する場合	免除する貸与被服
天災その他避けることのできない事由により返納できないと職員課長が認定した場合	貸与期間中の当該貸与被服
死亡又は法定伝染病若しくは他人に感染のおそれのある疾病により退職した場合	
勤続25年以上で退職又は転勤した場合	貸与期間中の貸与被服
勤続20年以上で職員の定年等に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）又は職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）の規定により退職した場合	
勤続10年以上25年未満で退職又は転勤した場合	貸与開始から貸与期間の2分の1を経過した貸与期間中の貸与被服
勤続20年未満で条例の規定により退職した場合	